

# 社団法人 春日部青年会議所定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (名 称)

この法人は、社団法人春日部青年会議所という。

### 第2条 (事務所)

この法人は、事務所を埼玉県春日部市樋堀 369 番地 4 春日部市商工会館内に置く。

### 第3条 (目 的)

この法人は、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

### 第4条 (運営の原則)

1. この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2. この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

### 第5条 (事 業)

この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 政治、経済、社会、文化等に関する調査及び研究並びにその改善に資する計画の立案及び実現を推進する事業。

(2) 指導力啓発の知識の修得及び教養の向上並びに能力の開発を図る事業。

(3) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業。

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会 員

### 第6条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の5種とする。ただし、正会員に限り民法上の社員とする。

(1) 正会員 春日部市及びその周辺の地域に住所又は、勤務先を有する年齢満 20 才以上 40 才未満（以下、「年齢制限」という。）の品格ある青年で、他の青年会議所の正会員でないもの及び直前理事長。ただし、正会員である年度中に制限年齢を越える者はその年度内は正会員の資格を有する。

(2) 特別会員 制限年齢を越えたことにより正会員でなくなった者で、特別会員となることを希望する者。

(3) シニア特別会員 特別会員の在籍期間 10 年を越えた者。

(4) 名誉会員 この法人に功労があった者で、理事会において推薦された者。

(5) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人及び団体。

### 第7条 (入 会)

正会員として入会しようとする者は、正会員 2 人以上の責任ある推薦により、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

### 第8条 (入会金及び会費)

1. 正会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2. 会員（名誉会員及びシニア会員を除く。）は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### 第9条 （会員の権利）

正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的を達成するために必要なすべての事業に参加する権利を平等に保有する。

#### 第10条 （会員の義務）

会員は、この定款に定めるもののほか、定款その他の規程を遵守し、この法人の目的を達成するために必要な義務を負う。

#### 第11条 （会員資格の喪失）

この法人の会員は、次の各号の一に該当するときはその資格を失う。

- (1) 会員が退会したとき。
- (2) 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したとき。
- (3) 会員が破産、禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (4) 会員が除名されたとき。

#### 第12条 （退 会）

会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

#### 第13条 （除 名）

1. 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) この法人の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (2) この法人の秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 会費納入義務を履行しないとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

#### 第14条 （会費等の不返還）

資格を喪失した会員がすでに納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員及び職員

#### 第15条 （役員の種類及び定数）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 直前理事長 1人
- (3) 副理事長 4人以上6人以内
- (4) 専務理事 1人
- (5) 理事（理事長、副理事長及び専務理事含む。）  
19人以上25人以内
- (6) 特別理事（当該する者がいないときは除く。）

若干名

(7) 監事 2人

#### 第16条 (役員を選任)

1. 役員は、この法人の正会員であることを要し、総会において選任される。
2. 理事長、副理事長及び専務理事の選任方法については、別に定める。
3. 直前理事長は、理事長でなくなった者がその直後の任期において引き続いて選任されるものとし、特別理事は、直前理事長でなくなった者がその直後の任期において引き続いて選任されるものとする。
4. 監事は、他の役員（特別理事を除く）を兼務することができない。

#### 第17条 (役員職務)

1. 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
2. 直前理事長及び特別理事は、理事長の経験を生かし、業務について必要な助言をする。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
4. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。
5. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
6. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

#### 第18条 (役員任期)

1. 役員任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第19条 (役員解任)

1. 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。
2. 第13条第2項の規定は、前項の役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第13条第2項中「会員」とあるのは、「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

#### 第20条 (役員に対する報酬)

1. 役員に報酬を与えることができる。
2. 報酬を受ける役員、報酬の額等については、総会の決議により別に定める。

#### 第21条 (事務局)

1. この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
2. 事務局には、事務局長1人及び必要な職員をおくことができる。
3. 事務局長その他の職員は、理事長が理事会の議決を得て任免する。
4. 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を得

て別に定める。

#### 第4章 総 会

##### 第22条 (総会の種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

##### 第23条 (総会の構成)

総会は、会員をもって構成する。

##### 第24条 (総会の権能)

総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

##### 第25条 (総会の開催)

1. 通常総会は、毎年1月、9月及び12月に開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
  - (3) 監事が民法第59条第4項に基づいて招集するとき。

##### 第26条 (総会の招集)

1. 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第2号の場合、請求の日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも10日前までに正会員に通知しなければならない。

##### 第27条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。

##### 第28条 (総会の定足数及び議決)

1. 総会は、正会員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
2. 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### 第29条 (総会における書面表決等)

やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席した者とみなす。

##### 第30条 (総会の議事録)

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数
  - (4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項。

2. 議事録には、議事のほか、総会に出席した正会員のうちから、当該総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### 第31条 (理事会の構成)

1. 理事会は、理事長、副理事長、専務理事その他の理事をもって構成する。
2. 直前理事長、特別理事及び監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

### 第32条 (理事会の権能)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

### 第33条 (理事会の開催及び招集)

1. 理事会は、毎月1回以上、理事長がこれを招集する。
2. 理事会構成委員の5人以上から、会議の目的を示して開催の請求があったときは、理事長は、請求の日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

### 第34条 (理事会の議長)

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### 第35条 (理事会の定足数及び議決)

1. 理事会は、その構成委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
2. 理事会の議決は、理事会に出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第36条 (理事会の議事録)

第30条の規定は、理事会の議事録についてこれを準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは、「理事会」と、「正会員」とあるのは、「理事」と読み替え、同条第1項第3号中「数」とあるのは「指名」と読み替えるものとする。

## 第6章 例会及び委員会

### 第37条 (例会)

1. この法人は全会員をもって構成する例会を毎月1回以上開催する。
2. 例会の運営については、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

### 第38条 (委員会)

1. この法人は、その目的を達成するために必要な事項を調査し、研究し、審議し、及び実施するために、委員会を置く。
2. 委員会の構成、運営等については、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

## 第7章 資産、事業計画書等

### 第39条 (資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産。

- (2) 会費。
- (3) 入会金。
- (4) 寄付金品。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) 資産から生ずる収入。
- (7) その他の収入。

第 40 条 (資産の管理)

資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を得て定める。

第 41 条 (事業年度)

この法人の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 42 条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画書及び予算書は、理事長が作成し、その事業年度開始前 15 日前までに総会の承認を得なければならない。

第 43 条 (事業報告、決算等)

この法人の事業報告書及び会計報告書(収支計算書、貸借対照表及び財産目録をいう。)は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 30 日以内に総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

第 44 条 (定款の変更)

この定款は、総会において正会員の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を得なければ変更することができない。

第 45 条 (解散及び残余財産の処分)

1. この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。
2. 民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的を有する公益法人その他の団体に寄付する。

第 9 章 雑 則

第 46 条 (書類の提出)

理事長は、通常総会終了後遅滞なく、第 43 条の書類を埼玉県知事及び社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

2. 理事長は、この定款を変更した場合には、変更部分を明示して遅滞なく、変更後の定款を社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第 47 条 (委 任)

この定款の、施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

附 則

1. この定款は、設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第 15 条及び第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず

ず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 54 年 12 月 31 日までとする。

3. この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 54 年 12 月 31 日までとする。

4. この法人の設立当初の事業年度の事業計画書及び予算書は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

昭和 60 年 1 月 1 日 一部改正、施行。

(役員の数変更)

平成 2 年 9 月 26 日 一部改正、施行。

(シニア特別会員の設置)